

農林課からのお知らせ

☎ 農林課 Tel0299-90-1008

■ 水稻病害虫防除にご理解とご協力を

水稻には、葉や穂を枯らしたり食べたりする病害虫がいます。病害虫をそのままにしておくと、お米の品質が落ちるだけでなく、収穫ができなくなることもあります。水稻の農薬散布は一般的に7月中旬～8月下旬ごろに実施されます。主食であるお米を守り、実り豊かな秋を迎えるため、水稻の病害虫防除にご理解とご協力をお願いします。

農業者の皆さんへ

農薬散布などを実施する場合は、散布日時や方法(動力散布機、無人ヘリコプター、ドローンなど)を周辺の居住者へ事前に周知し、安全が確保されるよう配慮しましょう。

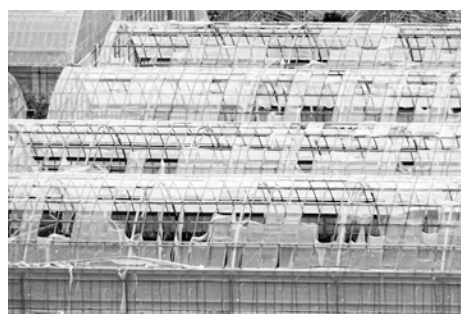
農薬は、農林水産省で登録されたものを選び、使用基準に基づき適正に散布しましょう。



■ 農業用ハウス 台風などへの備えを

台風や強風、暴風、豪雨などから農作物や農業用施設を守るための備えはできていますか。日頃からハウスの点検・補強を実施し、災害に備えましょう。

本格的な台風シーズンを迎える前に、自分でできる農業用ハウスの強化対策を確認し、災害から農作物・農業用施設などを守りましょう。「自分でできるハウス強化実践マニュアル」は市ホームページをご覧ください。



台風の被害に遭ったビニールハウス



環境審議会委員募集

申・☎ 環境課 〒314-0192 神栖市溝口4991-5
Tel0299-90-1146 ☎0299-90-1031 ✉kankyo@city.kamisu.ibaraki.jp

「神栖市環境基本計画」の改訂にあたり、環境審議会の委員を募集します。環境審議会は、市の環境基本計画に関することや、環境の保全・創造に関する重要な事項について検討するために設置され、25人以内の委員で構成されます。

対象＝次のすべてを満たす方

- 市内在住・在勤で満20歳以上
- 平日開催の会議に参加できる(年2回程度)
- 他の公募による市の委員を、2つ以上兼務していない

任期＝委嘱の日から2年間

募集人数＝6人

報酬＝日額6,000円(交通費別途)

応募方法＝応募用紙に必要事項を記入し、応募理由を含めた小論文(400字以内)を添えて、郵送、FAX、メールまたは持参

※応募用紙は問合先または市ホームページで入手可能

※郵送の場合、封筒の表に「環境審議会委員応募用紙在中」と記載してください

応募期限＝8月16日(金)必着

小論文のテーマは次のいずれかを選択

- 地球温暖化について
- 環境の保全について
- 資源の循環的な利用について

選考方法＝書類選考とし、結果は応募者全員に通知



ごみ集積所器材等設置事業補助金

申・☎ 廃棄物対策課 Tel0299-90-1148



集積所に収集箱や囲いなどの器材を設置したり、器材を修繕したりする場合、費用の一部を助成します。

対象経費＝既製品の集積所器材の本体購入費、集積所器材を作成・修繕する際の材料費

補助金額＝補助対象経費(税抜)の2分の1(集積所1カ所につき5万円まで)

対象＝次のすべてを満たす方

- 住民が共同で使用する集積所を実質的に管理している
- 市内に住民登録がある
- 世帯員に市税の滞納がない

※賃貸物件の所有者や管理会社が、アパートや宅地分譲地に設置する器材は対象外

申請方法＝申請書に必要書類を添えて提出

必要書類

- 補助金交付申請書・確約書(問合先または市ホームページから入手可能)

- 位置図(集積所付近の地図)
- 構造図(カタログなどサイズや構造が分かるもの。自作や修繕の場合は完成予想図)
- 補助対象経費が確認できる書類(見積書・チラシなど)

注意事項

- 申請書の提出は、器材などの購入前に行なってください
- 申請内容により補助の対象とならない場合がありますので、事前にご相談ください
- 一度補助を受けた集積所は、原則10年間補助を受けることはできません
- 器材の設置・修繕の完了後、完了報告書の提出や市の現場確認が必要となります。一連の手続きを年度内に完了する必要がありますので、早めの申請をお願いします

※予算の上限に達した場合は、受付を終了する場合があります